

会 議 録

会議の名称	令和7年度 本庄市情報公開審議会
開催日時	令和7年8月6日(水) 午前・ 午後 2時00分から 午前・ 午後 2時30分まで
開催場所	本庄市役所5階 501会議室
出席者	(委員) 巴 高志委員、青木 貴子委員、反町 幸次委員、明堂 純子委員、 立川 晋朗委員 (事務局) 横尾行政管理課長、上田係長、泉主任
欠席者	門倉 道雄委員、保岡 哲也委員
議 題 (次 第)	(1) 審議会の公開について (2) 令和6年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告)
配 付 資 料	1. 次第 2. 資料1 令和6年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況 3. 資料2 令和6年度 情報公開 公開内容 4. 本庄市情報公開審議会委員名簿
その他特記事項	
主 管 課	総務部行政管理課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (横尾課長)	それでは定刻前ですが、ただいまより本庄市情報公開審議会を開会させていただきます。 本日は公私共お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。 本日、進行を務めさせていただきます行政管理課長の横尾と申します。よろしく願いいたします。 初めに、巴会長より御挨拶をお願いいたします。
巴会長	改めまして、皆さんこんにちは。本庄市議会議員で、この情報公開審議会の会長を仰せつかっています巴でございます。今日も昨日も一昨日もずっと暑いですが、この暑い中、本当は11時から15時頃まで出てはいけないというような国からの指示が出ていますが、それにもめげず、こちらにまで足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。 本日も議題がありますので、ぜひ皆さんに慎重審議をいただいて、スムーズな進行ができるよう御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。
事務局 (横尾課長)	ありがとうございました。 続きまして、会議の成立について御報告いたします。 本審議会は、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、ただいまの出席は7名中5名でございます。よって、定足数に達しておりますことを御報告いたします。 次に会議録につきまして、全文筆記の形で作成し、後ほどお諮りいたしますが、公開について、皆様からの異議がないようでしたら、市のホームページで公開する予定となっております。正確性を期すために録音させていただきますので、御了承のほどお願い申し上げます。 また、本日傍聴希望者はおりませんでしたので、御報告いたします。 最後に本日の資料の確認をさせていただきます。資料はお手元に配付させていただきます。 ・ 次第 ・ 資料1 令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況

	・資料2 令和6年度 情報公開 公開内容 ・本庄市情報公開審議会委員名簿 の4種類となっております。 不足等がございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。 続きまして、委員の交代がございましたのでここで御紹介させていただきます。 令和6年8月より委員を務めていただいております久保田俊雄様が令和7年3月末をもって新田原自治会長を退任されたことにより、令和7年6月27日より、東五十子自治会長であります反町幸次様に、当審議会の委員として委嘱しております。反町委員、どうぞよろしくお願いいたします。
反町委員	よろしくお願いいたします。反町でございます。
事務局 (横尾課長)	なお、事務局の総務部行政管理課の職員にも異動がありましたので、改めて紹介させていただきます。
上田係長	行政管理課文書係の上田と申します。よろしくお願いいたします。
泉主任	同じく文書係の泉と申します。よろしくお願いいたします。
事務局 (横尾課長)	以上でございます。 それでは、これより議事に入らせていただきます。 この後の進行につきましては、巴会長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。
巴会長	それでは、これより議事を進行させていただきます。 まず議事1、審議会の公開についてお諮りいたします。この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (横尾課長)	着座にて失礼いたします。 当審議会でやる調査審議の手続は、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。 本日の案件につきましては、特に非公開にすべき事項はございません。以上でございます。
巴会長	委員の皆様、公開に異議はございませんでしょうか。よろしいですか。 それでは、異議がないようですので、本日の審議会は公開するということでお願いいたします。 次に、本日の審議会報告事項が1点ございます。議事の2として、令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。 なお、質疑につきましては事務局からの説明の後をお願いいたします。

上田係長	着座にて御説明申し上げます。 事前資料として、開催通知と一緒に送りいたしました資料1、令和6年度情報公開制度の実施状況、個人情報保護制度の実施状況によりまして、御報告させていただきます。 事前送付した資料を御確認いただくか、当日分もございますので、資料1又は資料2がない方は挙手をお願いいたします。 それではまず、情報公開制度の実施状況から御説明させていただきます。資料1の1ページの上段、受付件数欄の左側にございます「請求」欄を御覧ください。 令和6年度中、市長をはじめ、全ての実施機関に対して、合計70件の情報公開請求がございました。こちらの件数につきましては、1件の請求に対して、複数課が情報担当課となった場合でも、同一実施機関ごとに1件として計上しております。令和5年度は58件の請求でしたので、令和6年度は増加となっております。 公開請求に対する決定内容等といたしましては、全部公開が54件、部分公開が24件、非公開が1件、不存在が8件、存否応答拒否が0件、取下げが1件、合計88件となっております。 なお、1件の請求で、複数の公文書を対象として、異なる決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。 続きまして、請求欄の右側にございます「申出」につきまして御説明いたします。この申出という手続でございますが、情報公開請求により、既に公開決定をされた公文書の公開と、合併前の旧本庄市及び旧児玉町から継承された公文書の公開が対象となるものでございます。これらにつきましては、情報公開請求ではなく、申出という形で公開する制度でございます。令和6年度は7件ございました。こちらの内容としては、既に公開決定をされた公文書の公開をした件数でございます。 続いて2ページに移りまして、1番の情報公開内容の種類別件数についてでございますが、工事設計書に関する文書の公開件数が多くございました。 なお、工事設計書のうち、金入設計書等につきましては、本庄市情報公開条例第21条の規定に基づき、より簡易的な手続で情報を渡せる情報提供制度として、令和7年1月から開始し、申請件数は10件ございました。 2番の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、例年どおり、個人に関する情報、法人等に関する情報が多くございました。
------	--

	情報公開請求に対する非公開理由については、個人に関する情報と法人等に関する情報が多い傾向が続いております。 3番の審査請求の状況ですが、令和6年度に情報公開請求の決定に対する審査請求はございませんでした。 続きまして、個人情報保護制度の実施状況でございます。1ページにお戻りいただきまして、1ページの下段でございます。令和6年度中、合計20件の請求がございました。決定内容といたしましては、全部開示が6件、部分開示が13件、不開示が0件、不存在が1件、存否応答拒否が0件、取下げが0件、合計20件となっております。 なお、個人情報の訂正、削除及び利用提供の停止に関する請求はございませんでした。 続きまして、3ページに移りまして、4番の個人情報の開示内容の種別・件数についてでございます。身体障害や精神障害の診断書や意見書に関するものが多くございました。開示された件数のうち、約6割が身体障害や精神障害の診断書や意見書の開示となっております。 5番の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、開示請求者以外の個人に関する情報が一番多くなっております。 個人情報開示請求に対する不開示理由については、請求者以外の個人に関する情報が一番多い実施状況となっております。これは、診断書や意見書の開示が多くある中で、診断書の中に含まれる医師の印影が、当該不開示理由に該当することから必然的に件数が多くなっているものです。 なお、令和6年の10月から情報公開請求と、保有個人情報開示請求の申請方法に、本庄市オンライン窓口を活用した電子申請が加わり、情報公開請求では8件、保有個人情報開示請求では、1件の利用がございました。 6番の審査請求の状況ですが、令和6年度に保有個人情報開示請求の決定に対する審査請求はありませんでした。 続きまして、4ページに移りまして、7番の情報公開個人情報保護審議会の開催状況でございますが、令和6年度中に1回開催しております。内容につきましては、ホームページの会議内容のとおりでございます。 8番の行政不服審査会の開催状況でございますが、情報公開及び個人情報開示の結果に関する諮問はありませんでした。 なお、資料2の令和6年度情報公開公開内容につきましては、令和6年度に行いました、全部公開及び部分公開の決定により公開された公文書の一覧でございます。
--	--

	令和6年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況についての報告は以上でございます。
巴会長	それでは、ただいまの事務局の説明に対して何か御質問ありますでしょうか。挙手をもってお願いいたします。明堂委員。
明堂委員	資料1の一番上ですが、情報公開制度実施状況で、非公開というのが一つあって。これは内部的に出せないものだったのか。非公開の理由ですね。どんなことでしたでしょうか。
事務局 (上田係長)	明堂委員からの御質問ですが、非公開理由ですけれども、こちらの請求に對しまして、国や地方公共団体との協議の内容に関わるものでしたので、非公開という理由になっております。
明堂委員	秘密裏にやっているものは出せない。とりあえず、その時期にもよるでしょうけど。
事務局 (上田係長)	そうですね。
明堂委員	分かりました。これは、国、県の、要するに公共のやり取りについて、まだ出せないということですか。
事務局 (上田係長)	事務に関する手続の内容となっておりましたので、非公開となっております。
明堂委員	分かりました。
巴会長	よろしいですか。他に何か御質問ある方いらっしゃいますか。青木委員。
青木委員	令和6年10月から情報公開請求の電子申請が始まったということで、今回、8件と1件あったということですが、使い勝手や使ってみた方の評判が入ってくるかどうか分からないのですが、そのあたりはどうなっていますか。
事務局 (上田係長)	評判等は、窓口書類を取りに来ていただくという手間が省けている点では、利便性があって評価をいただいているところです。
青木委員	直接手続された方が、そういうコメントをしていかれた。
事務局 (上田係長)	来ていただいて、次はこういう制度が利用できますよということで、「じゃあ次はこの制度を使わせてもらうよ」というような話を受けています。
青木委員	今後、増えそうですか。
事務局 (上田係長)	そこはちょっと。ただ、周知はしていきたいと思っております。
巴会長	よろしいですか。他にある方いらっしゃいますか。反町委員。
反町委員	私は今回初めてなもので分からないのですが、例えば先ほどの話の中で、

	5年度には59件の受付があったと。今回70件あると。これは多いのですか、少ないのですか。50件ぐらいが多いのか、70件ぐらいが多いのか。年々上がっていつているのですか。そのあたりが分からなくて。 問題がなければ上がってこないわけですよね、件数は。
明堂委員	今までの数字を見れば分かりますよね。毎年何件くらいか。
事務局 (上田係長)	令和3年度だと68件なので、多少の増減、波があります。
反町委員	年とか時期によって波があるのですか。
事務局 (上田係長)	波はありますね。
明堂委員	そこまで大きくは変わるわけではないですね。
事務局 (上田係長)	そうですね、4年度は59件ですので、70件の時もあれば50件台の時もあります。
巴会長	ここ4～5年では、70件だから一番多いということではありますね。
事務局 (上田係長)	そうですね。
巴会長	反町委員、それでよろしいですか。
反町委員	はい。
巴会長	他にございますか。
明堂委員	ちょっといいですか。1ページの下段の方ですが、※の下二つ目です。 「議会は、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律の適用外となり、本庄市議会の個人情報の保護に関する条例が適用されました。」とあります。これはおそらく、議員のことではないかと思ったのですが、個人情報の保護について議会は別の扱いとなってしまったものの、議員にもプライバシーがあるからということで、条例を規定したということですか。議員だって、プライバシーはありますよね。議員だからって全部洗いざらしになっていいというものではない。そういう意味で、条例で規定したということなのでしょうか。この※二つ目は、そういう意味ですか。
巴会長	はい、課長。
事務局 (横尾課長)	令和5年3月31日までは、本庄市の個人情報保護条例という条例がありました。条例の中では、市長部局を初め議会も含めて、今の情報公開条例と一緒に構えて議会も含めて規定していましたが、令和5年4月1日からは地方公共団体が個人情報保護法の適用範囲に入ることとなりました。しかしながら議会だけは法律の適用範囲外となりました。そして法律の適用外となっ

	た議会については、市で独自に条例で規定しなくてはならないという仕組みになったために、こういった形になっております。
明堂委員	それについてお聞きしますが、議会部門は公開ですよ、と。しかし、議員だってみんなプライバシーがあるわけで、その部分に関しては、この条例が適用されますよということで、切り分けているということなののでしょうか。議会をもっと公にしてくださいということで適用除外になったのだと思ったのですが、議員の個人情報に関しては別ですよ、ということでこういう法律と条例の建付けになったという解釈でいいのでしょうか。
事務局 (横尾課長)	まず、条例の規定ぶりは、法律の規定ぶりとほぼ同じようになっています。
明堂委員	違反してはいけないわけですからね。だけど、この議会の個人情報保護条例は、普通の市民の皆さんにそのまま当てはまるのですか。市長や特別職、議員も特別職ですけれども、市長は議会とは別だから適用除外にならなかったのもそのままで、議会の議員に関してのみ条例を設けた。そういう意味ですか。「本庄市議会の個人情報の保護に関する条例が適用されました」というのはそういう意味でしょうか。
事務局 (横尾課長)	基本は全てにおいて法律が適用するような構えですが、議会だけ適用除外という形になっています。これは三権分立とか、そういう話になってくるようなのですが。
明堂委員	個人情報については、全員にあまねく法の網がかかっているわけでしょう。だけど、議会は三権分立なので外れてしまった。だけど、議会も情報公開で公開という部分と個人情報だから公開しない部分と分けるでしょう。ということは、条例は、議員のプライバシーの保護と思えばいいわけでしょうか。
事務局 (横尾課長)	議会が持っている個人情報の保護に関して、何も規定がない形になってしまっているので、条例で規定して保護していきましょうという趣旨でございます。
明堂委員	それは議員の個人情報についてなののでしょうか。そして事務局は職員だから入らない。そういうふうに解釈するのでしょうか。議会の個人情報というのがよく分からないのです。
事務局 (泉主任)	議会のこの条例は、議員の個人情報を守るためというものではなくて、議会での個人情報の取扱い方を規定しているものになります。議員のプライバシーを守るためにこの条例を設けているのではなくて、議会がこういうふうに取り扱いますよ、というものになっています。元々国会や裁判所は、個人

	情報の取扱いについて法律の適用除外になっています。それに合わせて個人情報保護法の改正の際に、地方公共団体を法律の適用範囲にするとともに、議会だけは除いたのです。ですから、国における法令の建付けとあわせて地方も同じような建付けで、議会は、自分自身でこういうふうに個人情報を取り扱うということを条例で規定したということです。
明堂委員	そういう意味ですか。
事務局 (泉主任)	条例の趣旨は、議員のプライバシーを守るためということではなくて、議会が持っている個人情報の扱い方を規定すること、つまりはどのように扱うかを規定しているということです。
明堂委員	議会で扱ったすべての個人情報にあたるものを保護するという趣旨なのですね。意味が分かりました。違うように解釈していました。
巴会長	よろしいですか。他に何かある方いらっしゃいますか。 それでは特にないようですので、これをもちまして本日の議事を終了いたします。議事進行に際し、皆様の御協力をいただきまして誠に感謝申し上げます。本日の議長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局 (横尾課長)	委員の皆様ありがとうございました。 また、議長を務めていただきました巴会長には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。 なお、現時点において審議会への諮問案件、報告事項はございませんが、次回開催する際には、開催の御連絡を開催日のおおむね1か月前に行いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、閉会にあたりまして巴会長から御挨拶を頂戴したいと思います。巴会長、よろしくお願いいたします。
巴会長	これをもちまして、本庄市情報公開審議会を閉会いたします。皆様におかれましては、大変な慎重審議をありがとうございました。また今後もありますので、その際は御参集いただきたいと思います。本日は御苦勞様でございました。

令和7年9月16日

本庄市情報公開審議会 会長

巴 高 志